

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月4日(月)午前9時30分から午前10時38分

2. 開催場所 役場1階第2会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 有賀 勝英
会長職務代理者	2番 宮原 光平
委員	3番 原 美子
	4番 宮澤 依子
	5番 中村 良治
	6番 小島 敏雄
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	福島 正一郎
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員(1人) 新村 幸子

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 地籍調査における地目認定について

報告事項

(1) 専決事項について

5月許可決定の5条2件については、長野県農業会議から5月15日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志

書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

## 8. 会議の概要

### (開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。このところ夏日が続いておりますが、ついこの間まで寒いといって桜がえらい早いなんていっていたけれど、一年の半分の6月になっています。6月度の農業委員総会を開会いたします。よろしく申し上げます。

### (会長あいさつ)

<有賀会長>

どうも皆さんおはようございます。暑い中、お忙しい中ご苦労様でございます。農業委員会も、あと私たち残り少なくなりましたけれど、中には残る人もあろうかと思えますけれど、よろしく願いいたします。また、えごまについては、私は出席できなかったんですけれど、古村さんの話だと順調にいつているということです。作業も入りますのでよろしく申し上げます。簡単ではございますがご挨拶申し上げます。

### (議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

3番の原委員さんと4番の宮澤委員さん、お願いいたします。

### (議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

### 【議案第1号、3条の規定による許可について、1番～2番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、2番は譲渡人が同じでありますのであわせてご説明させていただきます。

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

山梨県中央市山之神・・・番地にお住まいのAさん、東京都小平市上水南町・・・番・・・号にお住まいのBさん、埼玉県川越市寿町・・・番地にお住まいのCさん、山梨県都留市上谷・・・番・・・号にお住まいのDさん、横浜市旭区二俣川・・・番地にお住まいのEさん、山梨県北杜市高根町村・・・番地にお住まいのFさん、以上6名の共有名義となっております、大字小野・・・番、地目は畑、面積511㎡を、辰野町大字小野・・・番地にお住まいのGさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は85㎡で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確

保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。

1番の案件と同様にAさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、Fさん、以上6名の共有名義となっております、大字小野・・・番、地目は畑、面積261㎡、大字小野・・・番、地目は畑、面積284㎡、大字小野・・・番、地目は田、面積233㎡、大字小野・・・番、地目は田、面積56㎡、大字小野・・・番、地目は田、面積201㎡、計5筆、1035㎡を、辰野町大字小野・・・番地にお住まいのHさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は47㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。こちらの2件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

#### <中村委員>

5月13日に中村推進委員と現地を確認いたしました。土地の所有者でありますけれど、Iさんといひまして、この(場所の説明)という屋号の古民家で、町へ寄付された家がありまして、こちらのIさんの相続人が6名おられます。家屋は町へ寄付して、土地の方につきましては処分したいということで譲受人を探していたところ、1番については(場所の説明)になりますが隣接の方に話ができて、所有権を移転ということになります。2番につきましては、3筆について登記は田、現況は畑ですがほとんど耕作されていない状況であり、2筆についても畑ですがやはり耕作されていない状況であります。Hさんは農地に戻すような話をしており、いずれ山林や原野の証明が出てくる可能性もありますけれど、今のところは耕作されるということです。最初のGさんの取得するところにつきましては、地籍調査が済んでおりまして境ははっきりしております。2番の5筆につきましては地籍がされておらず、境ははっきりしませんが周囲の方の承諾も得ているというなかで現地を確認しました。以上です。

#### <有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしいですか？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。続けて2番もよろしいですか？では挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。では次の件をお願いします。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

#### <唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の表を、配置図は2枚目の裏をご覧ください

ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積808㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地に所在する株式会社Bが取得し、駐車場とするための申請でございます。

申請地は現在、事業所の従業員駐車場として使用されているため、事実上追認の許可という形になります。土地の所有者であり、譲受人の株式会社Bの取締役でありますAさんより、顛末書の提出を受けております。内容といたしましては、新規商品の受注に伴う社屋の増築および、従業員の増員により駐車場が手狭となり、形状の変更を行わず、一時的な使用であれば農地転用の手続きが必要ないとの認識から、駐車場として利用してしまっているとのこと。内容から故意ではないこと、また、現在違反している状況を解消するため正規の手続きをとりたいとの意思が伺えますので、追認という形ではありますが申請を受けました。

申請地は特定土地改良施工区域内で10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、既存の施設の拡張により許可はやむをえないと判断いたします。こちらは、農振農用地でしたが3月23日に農振除外の公告が済んでおり、また西部辰野土地改良区からの同意書も添付されておりました。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。また、こちらの第1種農地における転用の申請でありますので、長野県農業委員会ネットワークの意見を伺いたいと考えております。

<有賀会長>

それでは私のほうから説明いたします。事務局から説明のありましたとおり、先行してやってしまったので、始末書を出しますということでお話いただきました。実際の運営は株式会社Bですが、現場を取り仕切っていたAさんから申請がありました。事業を拡大するというので、我々としてはやむを得ないかなと思っております。ご審議をよろしく申し上げます。よろしく申し上げます。

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中村委員>

今回の申請地の隣は誰の土地になりますかわかりますか？その下の駐車場は株式会社Bの駐車場だと思っております。

<事務局 横内>

Aさんのお父さまの名義になって、現在耕作中です。

<中村委員>

下の駐車場も後出しだったので、注意していかないといけないかなと思います。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですかね？

<原委員>

その後出しを注意したほうがいいってことをもうちょっと教えていただいていた方がいいですか？

<事務局 横内>

ご説明させていただきます。農地転用は畑として利用している段階で駐車場にしたということをもって申請をし、許可を得てから駐車場をつくるというのが通常の流れですが、今回のAさんの土地については既に現況が駐車場に変わってしまっています。そして駐車場として利用されてしまっているので、本来とは手続きの順番が逆になってしまっているんですが、今違反している状況を解消するために正規の手続きをとってくださいという様に指導し、転用の申請を出してもらいました。中村委員さんが言ったのは、駐車場と駐車場に挟まれている、今畑として耕作している部分も今後こうなりかねないので注意していかないといけないということです。

<有賀会長>

よろしいですかね？

<原委員>

はい。

<有賀会長>

それでは、挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の表を、配置図は3枚目の裏をご

覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのCさんが所有いたします、中央・・・番、地目は田、面積429㎡を、辰野町中央・・・番地にお住まいのDさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲受人は、現在、妻とアパートにて生活しておりますが手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築したい計画であります。

申請地は第2種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、原委員、宮原職務代理から意見書をいただいております。

<原委員>

宮原職務代理さんと見てきました。今のご説明とおりです。あの辺はもうどんどん宅地化しています。Dさんも29歳とお若いんですけど、結婚して手狭ということで自分の家を新築したいということでここを買って建てられるそうです。そういうわけで下水道も上水道も境もしっかりしております。以上です。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

### 【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。計1件、1筆、面積は393㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

### 【議案第3号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について】

<唐澤事務局次長>

地籍調査に伴う地目認定ではありますが、地籍調査の担当より現況が農地であるか否か、転用許可がなされているか、原状回復命令が発せられる見込みについて回答

を求められております。

今回は下辰野地区の147筆の農地に関しまして申請がありました。詳細につきましては議案書に記載されております農地地目変動調書のとおりであります。栗林推進委員、宮原職務代理、事務局にて現地確認を行った結果、1筆については、一部耕作中でありました。6筆については、転用許可がなされております。その他の農地地目変更調書に記載の地番については、転用許可はされておらず、原状回復命令が発せられる見込みはありません。

<有賀会長>

この件について何かご意見がございましたら。

<栗林推進委員>

5月22日に宮原委員と事務局で現地を見てきました。現況は宅地になっている部分、合筆等によって地目を合わせるために変更になった部分、町が公園用地として買収した部分、国土交通省が河川敷として買った部分等が載っております。その中で、辰野町土地開発公社というのがありますが、これについては宅地だったものを畑に変えていきたいということでもあります。現在は牧草地になっておりますが、周りに家畜は飼っていないので、畑ということに認めていきたいと思っております。国土交通省のなかに雑種地や公園という部分がありますが、これについては都市公園になっているかという判断ができませんので、農地でないことは確認しましたが事務局から報告してもらいます。地目が公衆用道路になっているものは、農地でないことは確認できますが、林道ということに地籍調査は公衆用道路と認めているわけですが、農業委員会としては農地ではないという確認をするわけですが、町全体としては林道は基本的には私道という扱いで税金を納めてもらっている土地であります。今回の地籍調査で公衆用道路ということになりますと、その一部分だけ税金が免除されるということになります。そうすると林道で協力してもらったところについては、公衆用道路という部分が林道を税金を免除する方向を検討するとかしないといけないのかなという感じがします。農業委員会では農地ではないと確認できるわけですが、できれば町へ要望書を出すように考えています。林道につきましては、林道をあけるについて地権者には多大な協力を求めた中で、税負担をお願いしているのが基本であります。地籍調査で公衆用道路と認めただけ税を免除している状況の中では是非町全体としてもうちょっと税負担についてご検討いただきたい。

<事務局 横内>

栗林推進委員さんの説明にありましたほたる童謡公園用地についての補足説明をさせていただきます。該当地番については建設水道課で保管している都市公園の公園用地としての図の中に含まれているのを確認しましたので、ほたる童謡公園用地は都市公園用地と思っていただいて結構です。議案に記載されている内容については地籍担当に回答として伝えます。先ほどの栗林委員から公衆用道路等の関係をご意見いただいたので、回答とは別に意見として伝えます。

<福島推進委員>

ほたる童謡公園はどのくらいの広さがあるか。

<事務局 横内>

童謡公園の下辰野側で 46915.87 m<sup>2</sup>です。平出側は 44625 m<sup>2</sup>なので、全体の計画面積は 9.15ha になります。

<有賀会長>

何かご質問ございましたら、よろしいですかね？ 挙手をお願いします。(全員挙手) ありがとうございます。

## 報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項、5月許可決定の5条2件については、長野県農業会議から5月15日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付しております。報告事項は以上です。

<事務局 横内>

今回の5条転用については1番の駐車場事業敷地の拡張について長野県農業委員会ネットワークの意見を伺うが、それ以外に諮問したほうがいいと思われる議案はよろしいですか？ なければ、この1件につき農業委員会ネットワークの意見を伺いますので、結果については来月総会にて報告いたします。

<有賀会長>

それではその他お願いします。



## その他

○次回委員会開催日:7月5日(木) 午前9時30分から 第2会議室

○申し出による農地転用許可の取消しに係る事務処理要領の制定について

○えごまに関して

他市町村からの視察(会長、代理、古村委員長、事務局にて対応)

6/8(金) 下条村、6/29(金) 石川県加賀市

今後の作業について(古村委員長)

播種以降、順調に育っている。

- ・7月から2班にわけ班別活動と、全体活動を実施。
- ・葉の利用促進について:7月末から葉の利用ができる。
- ・搾油のできる施設の確保について

## (閉会)

<宮原職務代理>

長時間にわたりご苦勞様でした。これから梅雨に入り、緑が日に日に濃くなる。私たちの作ったえごまも成長していきたくらうと思ふわけでありまふ。6月度の総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印